

令和 3 年度

第 3 回 定期 監査 報告 書

南相馬市監査委員

目 次

1	監査の種類	1
2	監査の対象	1
3	監査の範囲	1
4	監査の着眼点	1
5	監査の主な実施内容	1
6	監査の期間	1
7	監査の実施場所及び実施日	2
8	監査の結果	2

指摘事項

なし

指導事項

1. 総務課

(1) 随意契約において事務処理に不備が見られたもの

検討事項等

なし

南相馬市監査委員公表第7号

地方自治法第199条第4項の規定による定期監査を、南相馬市監査基準に準拠して実施し、同条第9項の規定によりその結果の概要を下記のとおり公表します。

令和3年9月27日

南相馬市監査委員 小澤政光

南相馬市監査委員 鈴木昌一

記

1 監査の種類

定期監査（8月実施分）

2 監査の対象

対象部局等	対象課等
総務部	総務課、財政課
経済部	観光交流課
教育委員会	教育総務課

3 監査の範囲

令和2年4月から令和3年3月に実施した事務事業

4 監査の着眼点

- (1) 予算の執行は計画的かつ効率的に行われているか。
- (2) 事業の管理又は事務の執行が合理的かつ効率的に行われているか。
- (3) 事務の執行は法令に基づいて適正に行われているか。

5 監査の主な実施内容

- (1) 帳票簿冊等の審査
- (2) 監査資料に基づく関係職員からの説明の聴取

6 監査の期間

令和3年7月14日～令和3年9月24日まで

7 監査の実施場所及び実施日

実施日(監査委員監査)	対象課等	実施場所
令和3年8月23日(月)	総務課	監査委員事務局
	財政課	
令和3年8月25日(水)	教育総務課	
	観光交流課	

8 監査の結果

監査の結果、事務事業はおおむね適正に執行されていましたが、次の事項について改善、検討の必要があると認められましたので、今後はこれらに留意し、適正で効果的かつ効果的な事務の執行にあってください。

なお、軽微な注意または改善を要する事項については、口頭で指示しました。

指摘事項

なし

指導事項

1. 総務課

(1) 随意契約において事務処理に不備が見られたもの

随意契約は地方自治法施行令第167条の2で契約のできる内容等が規定されており、市の財務規則においても事務処理の方法が規定されています。また、随意契約についての標準的な解釈・指針を示す「南相馬市随意契約ガイドライン」を定めています。

今回監査を実施したところ、発注伺いがなかったものが9件、契約締結伺いがなかったものが2件、起案に必要な見積書や仕様書がなかったものが5件、決裁日の誤っていたものが3件と契約事務において不適切と思われる内容が多く見受けられました。

随意契約は、競争入札を原則とする契約方式の例外であることを十分認識し、価格の有利性によるものであれば2者以上から見積もりを徴する必要があります。それ以外の理由によるものであれば、どのような調査を行い、どのような理由で1者しか履行できないと判断したか等、理由を明らかにし、競争性・透明性を確保してください。また、財務規則、南相馬市随意契約ガイドラインに則り、適正な運用及び事務処理に努めてください。

検 討 事 項

なし

監査結果の区分については、指摘事項、指導事項、検討事項等（意見）に区分して記載しています。

指摘事項...是正又は改善を必要とする事項のうち、特に重要な事項として文書をもって指摘したもの

指導事項...是正又は改善を必要とする事項のうち、「指摘事項」に至らない事項で、文書をもって注意を行ったもの

検討事項等（意見）...特別に検討等を必要とするもの